

職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

義務教育課

長野県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月24日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(長野県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第16号の備考の1中「公安委員会」を「長野県公安委員会」に改め、同備考の2に次のただし書を加える。

ただし、審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第16号の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

様式第18号の備考の1中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同備考の2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第21号の備考の1中「60日」を「3月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に改め、同備考の2ただし書中「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

様式第22号の備考の1中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同備考の2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年長野県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第4号の備考の1中「公安委員会」を「長野県公安委員会」に改め、同備考の2に次のただし書を加える。

ただし、審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第4号の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

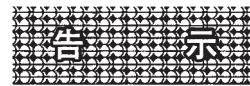
2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

様式第5号の備考の1中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同備考の2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

交通企画課



長野県告示第177号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
小布施町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画下水道事業 小布施町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和61年1月9日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和61年長野県告示第13号、平成元年長野県告示第625号、平成3年長野県告示第164号、平成6年長野県告示第221号、平成8年長野県告示第711号、平成13年長野県告示第60号、平成18年長野県告示第141号及び平成22年長野県告示第189号の事業地に、上高井郡小布施町大字小布施字鳥林、字林及び字北畑並びに大字山王島字荒町並びに大字飯田字古屋敷並びに大字都住字三毛、字立場及び字道添並びに大字中松字母子塚並びに大字雁田字観音下、字松川端、字(甲) 不動及び字(甲) 外不動地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第178号

障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱（平成15年長野県告示第188号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

第2第1項第3号中「」第2条第2号」を「。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号」に、「同法第72条の2」を「同条第6号」に、「精神障害者を」を「精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものを」に、「同法第2条第3号」を「障害者雇用促進法第2条第3号」に、「第43条第3項若しくは第71条第1項」を「第43条第4項若しくは第5項」に改め、「数又は」の次に「身体障害者、知的障害者若しくは」を加え、「同法第72条の6に規定する精神障害者である」を「同条第3項に規定する」に、「同条において準用する同法第71条第1項」を「同項」に改める。

第2第2項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第2号中「又は第5号」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第3第2項を削る。

労働雇用課

長野県告示第179号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢8220のロ、8237のイ、8237のロ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第180号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2888の2、2888の3、2889のニ、2889のホ、2889のヘ、2890の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第181号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、4級節点、3級水準測量）
- 2 作業期間
平成27年9月10日から平成28年3月9日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第182号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（標高データ（地図情報レベル500、0.5mメッシュお

よび地図情報レベル1000、1.0mメッシュ))

2 作業期間

平成27年10月19日から平成28年2月26日まで

3 作業地域

大町市、安曇野市、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村

建設政策課

長野県告示第183号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業期間

平成27年9月30日から平成28年3月9日まで

3 作業地域

下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

富士見平、大久保、諸、西浦及び久保

2 指定の区域

小諸市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

鶯ノ口、大門諏訪社、山ノ神、境田、下川原、枝沢、大森、長笹、大石及び筆岩

2 指定の区域

南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

海尻

2 指定の区域

南佐久郡南牧村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

小沢、野口、新田、割芝、浦、熊堂沢、伊東沢、俵沢、柏木、宇津木及び黒川

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

赤羽

2 指定の区域

上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

す。)

砂防課

長野県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称
砂ヶ瀬A、砂ヶ瀬B、百島及び鳥居
- 指定の区域
木曾郡木曾町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称
神田、徳原、見婦、黒田及び黒田原
- 指定の区域
木曾郡上松町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称
松越、上島、九蔵及び滝越
- 指定の区域
木曾郡玉滝村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第192号

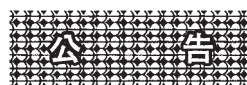
平成19年長野県告示第297号(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を次のとおり改正します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

建築住宅課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 落札に係る役務
平成28年度長野県庁舎等清掃作業委託
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
平成28年3月11日
- 落札者の名称及び住所
(1) 名称 伊那美装株式会社
(2) 住所 長野県伊那市狐島3836番地1
- 落札金額
27,086,400円
- 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成28年1月7日

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日
平成28年3月10日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称